

令和7年10月から学校施設の使用料を改定します

本市の多くの施設が老朽化している中、施設を継続して運営していくためには、維持管理および運営費用（以下「管理運営経費」という。）が必要となります。今後、維持補修も含めた管理運営経費の増加が想定されることから、管理運営経費や利用実態などを踏まえ、利用者と未利用者との負担の公平性・公正性を確保するため、施設使用料の見直しを行い、施設分類ごとの受益者負担割合や統一的な基準に基づいた算定根拠、定期的な見直しに関する考え方を整理した「大分市公共施設使用料算定基準」を策定しました。使用料算定にあたっては、「維持管理経費」を利用者に求める使用料の原価とし、施設の設置目的や行政サービスに応じて設定した「負担割合」を乗じて行うことを基本としています。

★算定基準は下記参照



【現行】

種別	使用料金	照明施設使用料	空調設備使用料	備考
	午前 8 時から午後 10 時まで			
体育館	1 時間につき 330 円	1 時間につき 220 円	1 時間につき 500 円	1 使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。 2 ※運動場の照明施設の使用は、21 時までとする。 3 教室の冷暖房期間中の使用料は、左記により算定した使用料の 3 割に相当する額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算する。
クラブハウス	1 室、1 時間につき 110 円	1 室、1 時間につき 50 円		
教室	1 時間につき 110 円	1 時間につき 50 円		
運動場	1 時間につき 50 円	※2 時間以内 3,300 円（2 時間を超えるときは、30 分毎に 820 円）		
柔剣道場	フロアの全部の使用である場合 1 時間につき 220 円	1 時間につき 50 円		
	フロアの 2 分の 1 の使用である場合 1 時間につき 110 円			
プール 温水	1 時間につき 4,120 円			
プール 平常	1 時間につき 1,650 円			

【改定後（10 月 1 日申請から適用）】

種別	区分		使用料	備考
体育館	フロア全部の使用である場合	一般	1 時間につき 750 円(空調設備が存しない場合にあつては、550 円)	1 使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。 2 ※運動場の照明施設の使用は、21 時までとする。 3 一般とは、高校生等以外の者をいう。 4 高校生等とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。 5 高校生等及び一般の者が同時に使用する場合の使用料は、使用する人数の半数以上が高校生等である場合に限り、高校生等が使用する場合の使用料とする。
		高校生等	1 時間につき 370 円(空調設備が存しない場合にあつては、270 円)	
	フロアの 2 分の 1 の使用である場合	一般	1 時間につき 370 円(空調設備が存しない場合にあつては、270 円)	
		高校生等	1 時間につき 180 円(空調設備が存しない場合にあつては、130 円)	
クラブハウス		1 室 1 時間につき 30 円		
教室		1 時間につき 30 円		
運動場	一般	1 時間につき 50 円		
	高校生等	1 時間につき 20 円		
※運動場照明施設		一般	1 時間につき 2,470 円	
		高校生等	1 時間につき 1,230 円	
柔剣道場	フロア全部の使用である場合	一般	1 時間につき 270 円	
		高校生等	1 時間につき 130 円	
	フロアの 2 分の 1 の使用である場合	一般	1 時間につき 130 円	
		高校生等	1 時間につき 60 円	
プール	温水	一般	1 時間につき 2,930 円	温水とは、ボイラーを使用してプールの水を加温することをいう。
		高校生等	1 時間につき 1,460 円	
	平常	一般	1 時間につき 1,470 円	
		高校生等	1 時間につき 730 円	

※運動場の照明施設は、大分市スポーツ振興課が所管。（田尻小、戸次中、植田西中、大在中の 4 校に設置）